

財政健全化対策特別委員会
報 告 書

平成 18 年 12 月

財政健全化対策特別委員会

目 次

	頁
はじめに	1
委員会の活動状況	2
本県財政の現状と健全化の取組	4
財政健全化への意見	11
おわりに	16
委員会委員名簿	17
調査関係部局課	18

はじめに

右肩上がりの成長の時代から成熟化社会の時代を迎えた今日、私たちは物質的な豊かさを得た反面、少子・高齢化の進展、環境問題の深刻化など、数多くの新たな課題に直面している。また、個人の価値観やライフスタイルも大きく変化し、これまでの行政サービスでは多様化する地域の課題や住民ニーズに的確に対応していくことが困難になってきている。

こうした時代の潮流を背景に、本格的な地方分権を実現するため、それぞれの地方自治体が個性と創造性を大いに発揮し、新たな活力を生み出していく必要がある。

しかしながら、地方行政を支える財政状況は、公債費や医療・福祉関係経費などの義務的経費の増大とともに、三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などによる一般財源の減少など非常に厳しい状況にある。

このような中、本県においては、新たな総合計画である「とちぎ元気プラン」により、「行政のみが“公”を担う」という従来の考え方から脱却し、「新たな“公”を拓く」という新たな考え方に立ち、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していくこととしたところである。

したがって、これからは財源を確保する工夫や、限られた財源を効果的・効率的に活かすことによって、本来の目的である県民福祉の向上を目指すことが求められる。

このようなことから、本委員会では、県民の視点に立って、県の果たすべき役割を見つめ直し、限られた資源をいかに効果的・効率的に活用すべきかなど、今後の行財政運営、特に、「財政の健全化」について調査研究を行ってきたところである。

この報告書は、本委員会の活動の結果を取りまとめたものである。

なお、財政の健全化対策など一連の行財政改革は、あくまでも県民福祉の向上という行政目的を達成するための手段であり、それだけが目的としてひとり歩きすることのないよう適正な舵取りが必要であることを申し添えたい。

はじめに

右肩上がりの成長の時代から成熟化社会の時代を迎えた今日、私たちは物質的な豊かさを得た反面、少子・高齢化の進展、環境問題の深刻化など、数多くの新たな課題に直面している。また、個人の価値観やライフスタイルも大きく変化し、これまでの行政サービスでは多様化する地域の課題や住民ニーズに的確に対応していくことが困難になってきている。

こうした時代の潮流を背景に、本格的な地方分権を実現するため、それぞれの地方自治体が個性と創造性を大いに発揮し、新たな活力を生み出していく必要がある。

しかしながら、地方行政を支える財政状況は、公債費や医療・福祉関係経費などの義務的経費の増大とともに、三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などによる一般財源の減少など非常に厳しい状況にある。

このような中、本県においては、新たな総合計画である「とちぎ元気プラン」により、「行政のみが“公”を担う」という従来の考え方から脱却し、「新たな“公”を拓く」という新たな考え方に立ち、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していくこととしたところである。

したがって、これからは財源を確保する工夫や、限られた財源を効果的・効率的に活かすことによって、本来の目的である県民福祉の向上を目指すことが求められる。

このようなことから、本委員会では、県民の視点に立って、県の果たすべき役割を見つめ直し、限られた資源をいかに効果的・効率的に活用すべきかなど、今後の行財政運営、特に、「財政の健全化」について調査研究を行ってきたところである。

この報告書は、本委員会の活動の結果を取りまとめたものである。

なお、財政の健全化対策など一連の行財政改革は、あくまでも県民福祉の向上という行政目的を達成するための手段であり、それだけが目的としてひとり歩きすることのないよう適正な舵取りが必要であることを申し添えたい。

委員会の活動状況

1 平成18年3月20日(月)

[第1回委員会 定例会中]

- (1) 第284回定例会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
- (2) 正副委員長互選の結果、委員長に梶克之委員が、副委員長に神谷幸伸委員が選任された。
- (3) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。
「財政健全化に関する調査研究について」

2 平成18年4月28日(金)

[第2回委員会 閉会中]

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
「歳入確保対策について」
「歳出縮減対策について」
- (3) 年間活動計画を決定した。

3 平成18年6月13日(火)

[第3回委員会 定例会中]

「本県財政の現状等について」及び「行財政改革大綱の取り組み概要」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

4 平成18年6月28日(水)～30日(金)

[第4回委員会 閉会中]

- (1) 京都府を訪問し、京都府における財政健全化に向けた行財政改革の取組状況について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 京都文化博物館を訪問し、京都文化博物館における指定管理者の導入経緯等について、関係者から説明を受け、意見交換を行い、現地視察を行った。
- (3) 滋賀県を訪問し、滋賀県における財政健全化に向けた行財政改革の取組状況について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

5 平成18年7月27日(木)

[第5委員会 閉会中]

「歳入確保対策」の中から「税収入の確保」、「未利用財産の処分推進」及び「受益者負担の適正化」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

6 平成18年9月7日(木)

[第6回委員会 閉会中]

「歳出縮減対策」の中から「人件費のあり方」、「公共事業費のあり方」及び「事務事業の見直し」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

7 平成18年10月4日(水)

[第7回委員会 定例会中]

「歳出縮減対策」の中から「企業会計の見直し」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

8 平成18年11月15日(水)

[第8回委員会 閉会中]

これまでの検討経過を踏まえ報告書の骨子について検討を行った。

9 平成18年12月13日(水)

[第9回委員会 定例会中]

報告書(案)について検討を行った。

本県財政の現状と健全化の取組

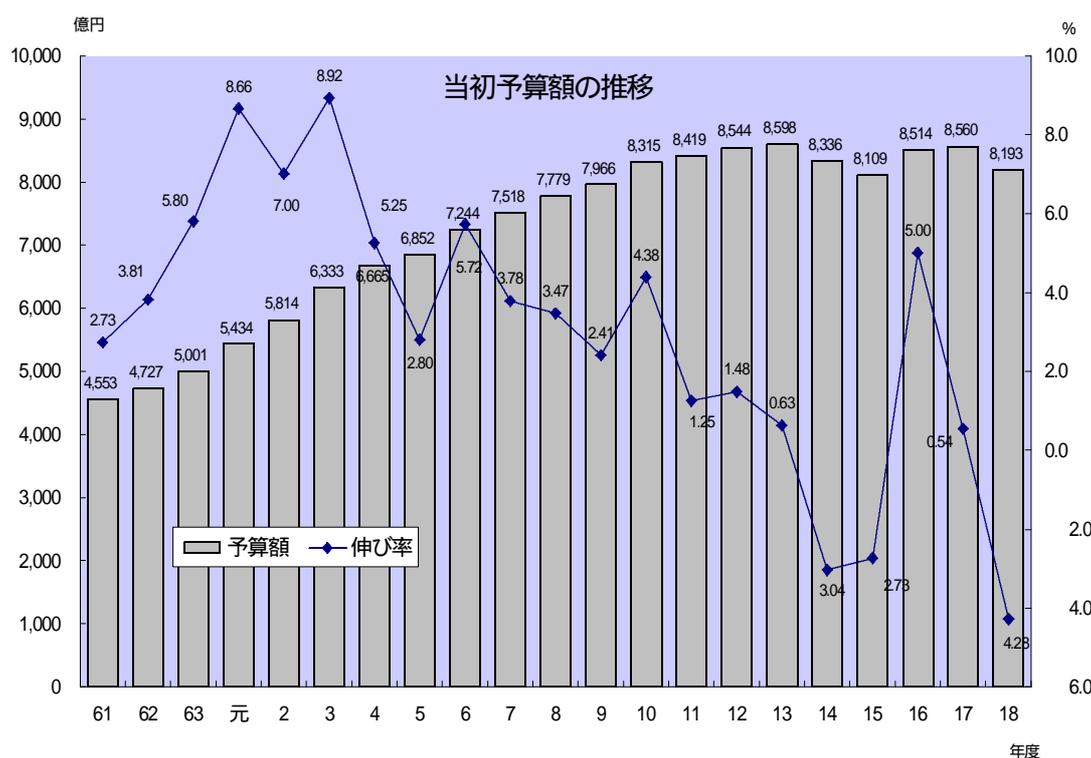
1 本県財政の現状

本県予算（一般会計）の推移

本県の当初予算は、ピークとなった平成13年度まで一貫して増加し、いわば右肩上がりにその規模を拡大してきた。

平成13年に小泉内閣が誕生し、聖域なき構造改革が進められると、国の「改革断行予算」と軌を一にして地方財政計画の規模の抑制がなされ、平成14年度には、本県予算も減額に転じたが、平成16年度は、平成15年末の足利銀行の破綻に関連して積極的に県内経済の活性化対策を行ったこと等により再び増加に転じた。

平成18年度当初予算は、県内経済も落ち着きをみせてきたことから、当該年度を初年度とする行財政改革大綱に基づき、持続可能な財政基盤を確立するため、財政の健全化と自律的な財政運営を基本に、事業の選択と集中に徹して編成されたことにより、8,193億円と、前年度比4.3%の減少となっている。



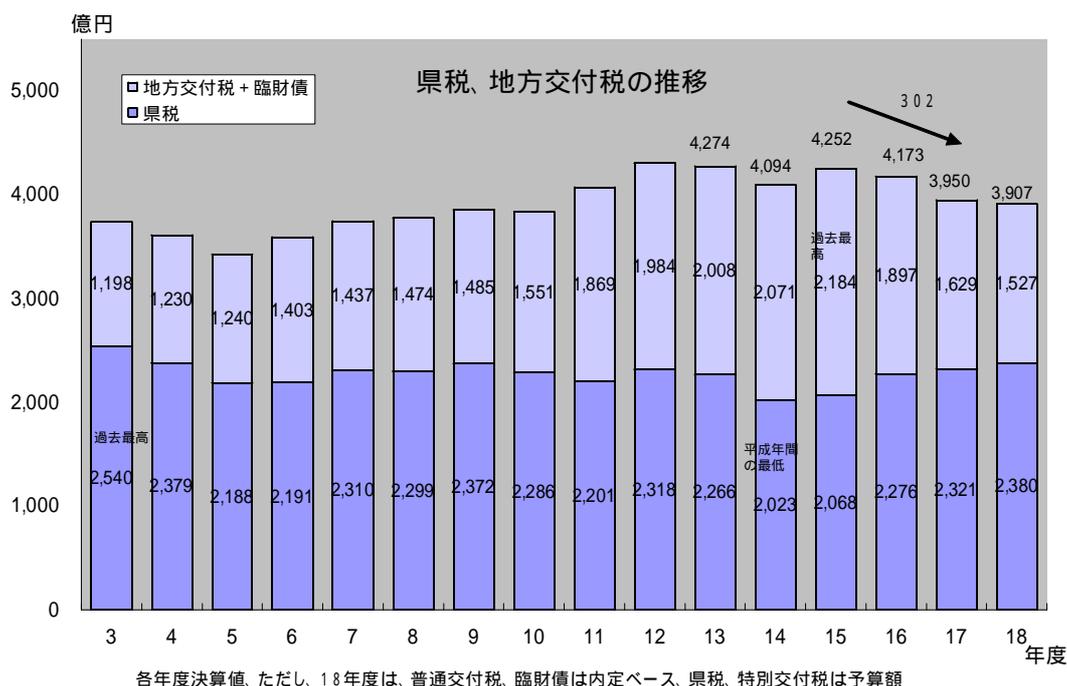
県税収入の低迷

本県の税収は、法人二税の占める割合が高く、景気、特に企業等の動向に影響を受けやすいという特徴を持っている。バブル崩壊後の景

気後退や、平成 10 年度、11 年度の法人事業税の税制改正などの影響もあって、県税収入は低迷を続け、平成 14 年度には IT 不況の影響もあり平成になってからの最低値となる 2,023 億円と大きく落ち込んだ。その後景気の回復を受け、徐々に回復をしているが、それでも、平成 17 年度は、2,321 億円となり、ピークである平成 3 年度 2,540 億円の約 9 割に止まっている。

地方交付税の減少

一方、税とともに一般財源の大宗をなす地方交付税は、バブル崩壊後も、県税収入の低迷等による地方の財源不足や景気対策に伴う地方財政対策により増加してきたが、三位一体の改革等により地方財政の歳出規模の見直しを前提とした削減がなされ、平成 13 年度から地方交付税の代わりに発行している臨時財政対策債を加えた額においても、平成 15 年度の 2,184 億円をピークに減少し、平成 17 年度には 1,629 億円となり、その間の減少幅は 555 億円で、県税収入の増加幅（253 億円）を大きく上回っている状況にある。



義務的経費の増加に伴う財政の硬直化

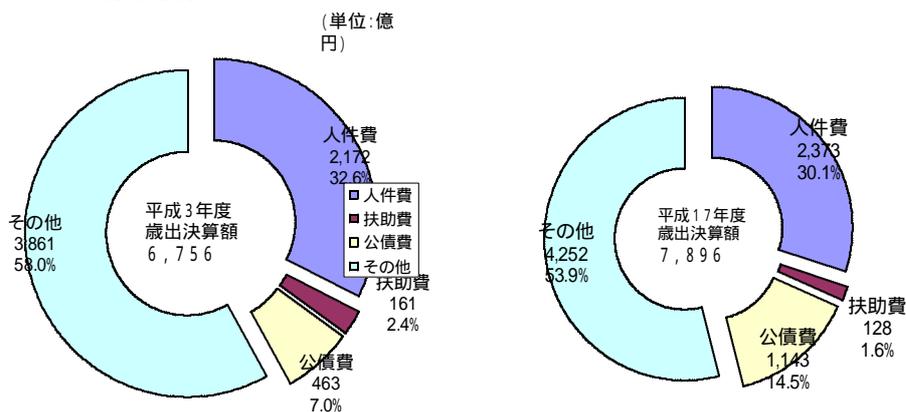
平成 17 年度普通会計歳出決算額は 7,896 億円で、バブル崩壊直後の平成 3 年度の 6,756 億円と比較すると 1,140 億円（16.9 %）増加している。

その内容を性質別にみると、過去に借り入れた県債の償還金である公債費が 680 億円（146.9 %）増、人件費が 201 億円（9.3 %）増となっている。

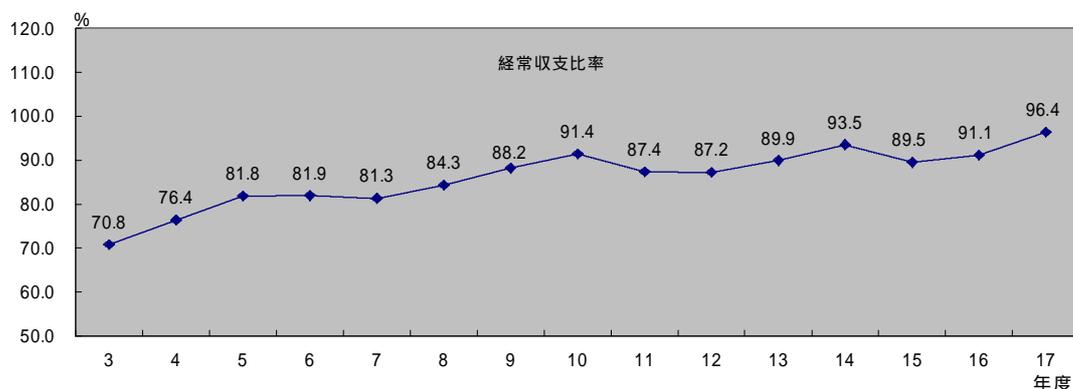
また、目的別では、福祉関係経費である民生・衛生費が 351 億円（61.1 %）の増と大きなウェイトを占めている。

これらの義務的性格の経常経費に充てられる県税や地方交付税などの経常一般財源の割合を示す経常収支比率は、平成 3 年度には、70.8 %（全国ワースト 16 位）であったものが、平成 17 年度には 96.4 %（全国ワースト 4 位）となり、財政の硬直化が一段と進行している状況にある。

義務的経費の割合



普通会計決算ベース

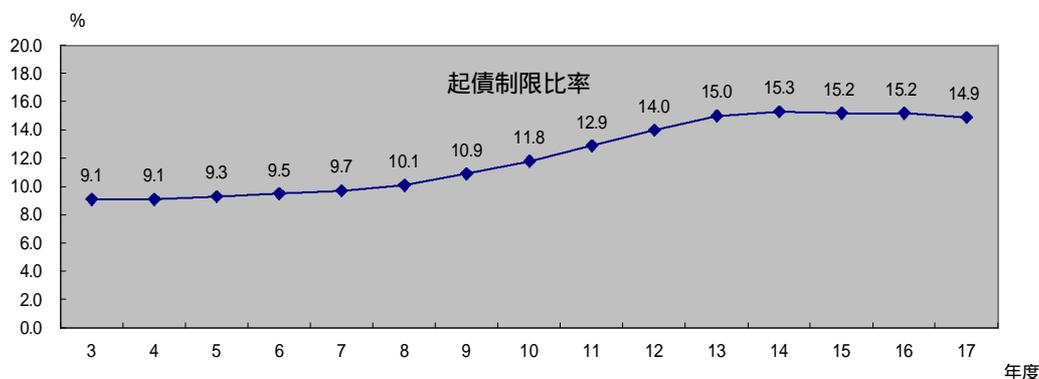
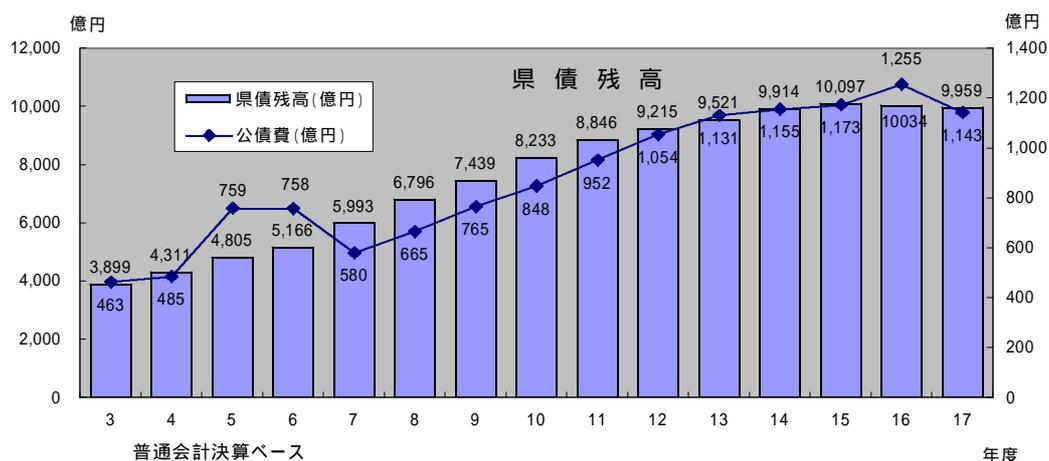


普通会計決算ベース

県債残高の増嵩と起債制限比率の上昇

また、県債残高は、度重なる国の経済対策に呼応して公共事業等を積極的に行うため、平成4年度から平成10年度まで多額の県債の発行を行ったことにより急激に増加した。そのため、公共事業等にもキャップ制を導入するなど県債発行の抑制に努めたが、平成13年度からは、地方の財源不足を補うため地方交付税の代わりとなる臨時財政対策債の発行などにより、加えて、平成15年11月の足利銀行の一時国有化に伴い県内経済の活性化を図るため建設事業を増大したことや新県庁舎の整備等により、県債残高は増加傾向にあり、平成17年度決算では、9,959億円に達した。このため義務的経費である公債費が増加し、一定率を超えると一般単独事業債などの起債が制限される指標である起債制限比率は、14.9%（全国ワースト5位）となった。

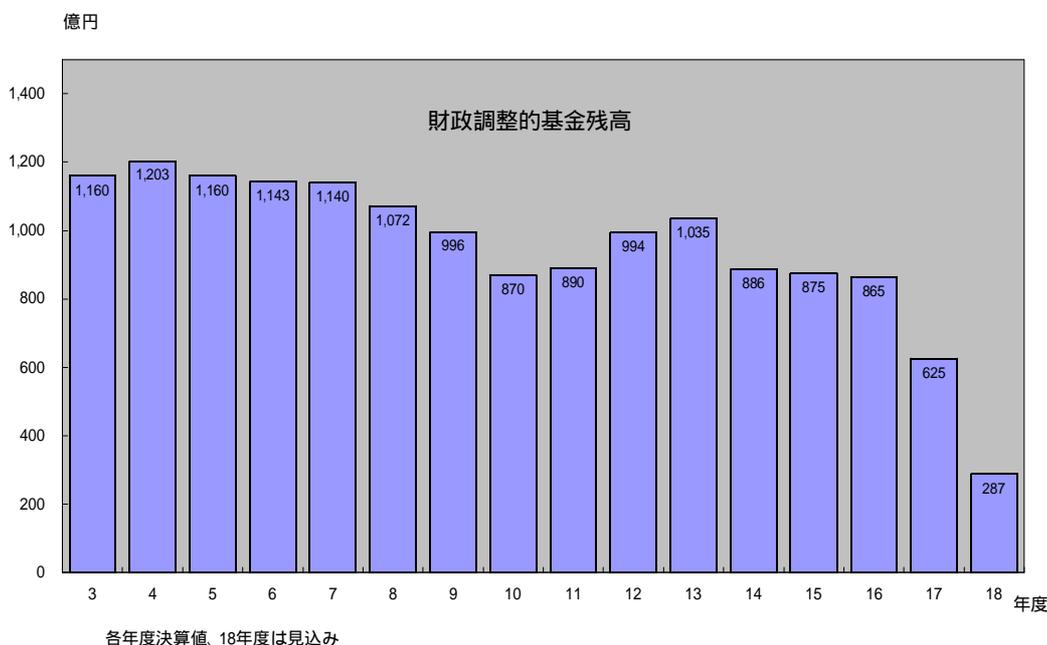
なお、平成18年度から起債発行の協議制度が導入されたが、その指標となる実質公債費比率は、15.9%（全国ワースト12位）であり、許可団体の基準である18%に近い状況にある。



年度間調整財源である財政調整的基金の枯渇

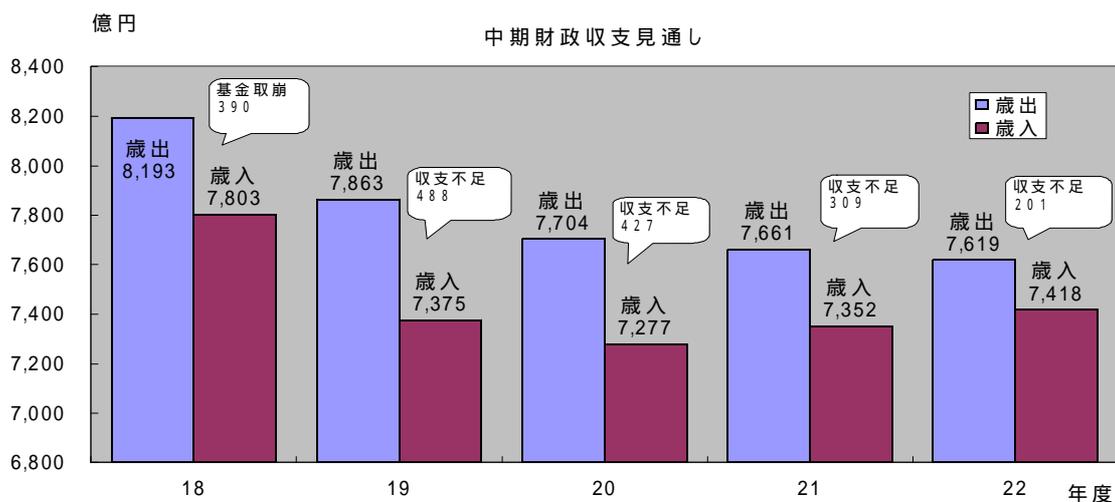
一般財源の減少と義務的経費の増加などによる財源不足については、事務事業の見直しなど行政改革の努力により対応し、なお不足する財源は、財政調整的基金の取崩しで対応してきた。

しかしながら、平成 16 年度は、三位一体の改革の名の下に行われた地方交付税と臨時財政対策債の大幅な縮減により財源不足が拡大し、平成 17 年度も同様の措置が継続されたことにより、これまでどうにか確保してきた財源調整のための財政調整的基金の残高は、平成 4 年度には 1,203 億円あったものが、平成 17 年度末には、約半分の 625 億円に、また平成 18 年度末は、287 億円にまで減少する見込みとなった。



今後の財政収支見込み

平成 18 年度当初予算編成に際し試算した中期財政収支見込みでは、今後も、地方交付税の削減などにより平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間で、収支不足が 1,425 億円となり、調整財源である財政調整的基金も平成 19 年度には底をつくことが予測され、一層の歳入確保の努力と歳出の削減に努める必要があり、持続可能な財政運営を行うためには、財政構造の改革が求められる。



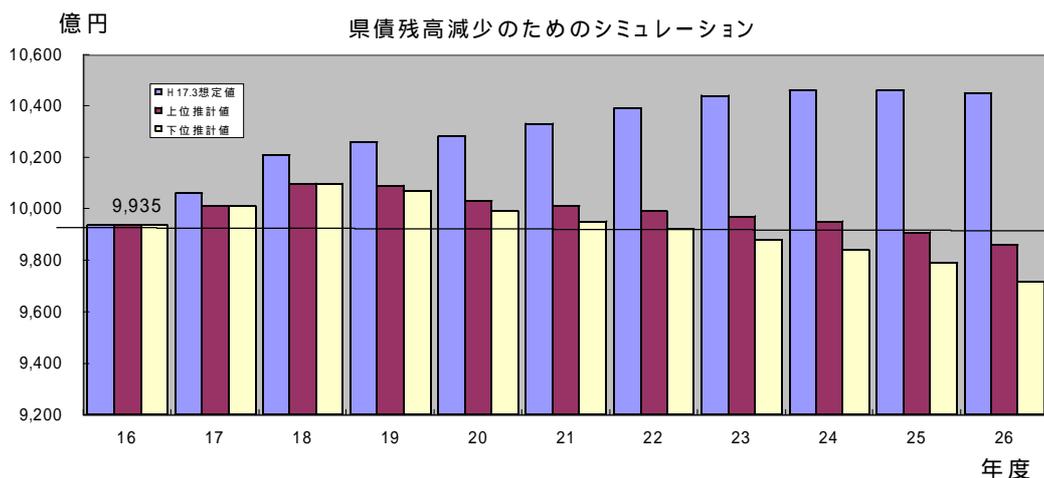
2 財政健全化の取組

持続可能な財政基盤の確立

本県では、平成 18 年度を初年度とする「栃木県行財政改革大綱」により、持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的視点に立ち、財政健全化と自律的な財政運営に向けた取組を進めている。

県債発行の抑制等による県債残高の減少

平成 26 年度末の県債残高(一般会計)を平成 16 年度末の残高(9,935 億円)以下に抑制する目標を設定し、目標達成に向けた取組として、投資的経費を平成 19 年度から 22 年度の間、各年度 5.5 %以上の削減を行うシミュレーションを示している。



県税滞納額の縮減等

三位一体の改革により平成 19 年度に所得税から税源が移譲される個人住民税の徴収対策や高額・特殊滞納などへの積極的対応により、

平成 16 年度末で 97 億円となっている県税の滞納額について、平成 22 年度までに 20 億円以上の縮減を図ることとしている。

また、県営住宅家賃の滞納対策については、滞納の初期段階から、積極的な納付指導や保証人等に対する文書催告をするなど滞納の解消に努めるとともに、悪質な滞納者には法的措置を講じるなど適正な徴収に努めることとしている。

また、将来の利用見込みのない未利用財産については、積極的に処分を推進する（5 年間の目標 15 億円以上）。

さらに、新たな自主財源の確保対策として県の広報媒体や県有施設などを活用した民間からの広告募集について、可能なものから実施することとしている。

簡素で効率的な執行体制の確立

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする分権型社会にふさわしい執行体制を確立するため、簡素で効率的な組織運営体制の整備と適正な定員管理を実施するとともに、内部管理事務の効率化を進め、県の執行体制のスリム化とコストダウンを図ることとしている。

本庁及び出先機関の再編

政策形成機能の強化や組織横断的課題への対応などを図るため、本庁組織については平成 19 年度に再編を行う。

また、出先機関についても、市町村合併などを踏まえた再編を進めることとしている。

定員管理計画に基づく適正な定員管理

新たな定員管理計画に基づき、より適正な定員管理と職員の配置を行うこととしている。

定 員 管 理 計 画

区 分	基準年	目標年	増減数(人)	増減率(%)
	17年4月1日(人)	23年4月1日(人)		
一般行政部門	5,075	4,685	390	7.7
教育部門	16,454	15,728	726	4.4
警察部門	3,570	3,706	136	3.8
公営企業部門	797	763	34	4.3
合 計	25,896	24,882	1,014	3.9

総務事務の集中化による事務の改善の検討

現在、各所属で実施している給与、福利厚生等の総務事務について、集中化するとともに、アウトソーシングも活用した業務の効率化を図る手法について検討を進めることとしている。

財政健全化への意見

1 自律的な財政運営について

県債残高減少の取組

財政の健全化のためには、基礎的財政収支の改善とともに公債費縮減のため県債残高を減少させる必要がある。

特に、将来の世代に重い負担を残さず、持続可能な財政運営を行うという観点から県債残高の減少に向けた取組は重要である。

しかし、県民福祉の観点からは、県民生活の質的向上、安全・安心の確保に資する社会資本の整備などについては、緊要度とともに、将来を見据え、経済状況等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的に判断していく必要性があり、また、大規模な自然災害が発生した場合の災害復旧などは、早急な対応が不可避である。その結果としての負担増であれば、県民の理解は得られるはずであり、県債残高のみに拘泥すべきではないと考える。

いずれにしても、県民の理解を得て、財政の健全化に取り組む必要があることから、予算や決算など県の財政状況について、その透明性を確保し、県民への説明責任を十分に果たす必要がある。

その上で、県債残高を平成 26 年度末に平成 16 年度末の残高以下にするという目標に向かっていくべきである。

このようなことから、県債残高減少のためのシミュレーションについては、予算、決算ごとに十分な検証を行い、少なくとも年に一度程度は推計値を見直し、公表すべきである。また、大規模な災害が発生した場合等においては、抜本的な見直しを行うべきである。

また、県債の償還期間については、県債発行の約 8 割を占める銀行等引受債について、現在、10 年借換の 20 年償還となっているが、状況によっては、20 年償還、30 年償還が有利な場合も想定されるので、これらの検討を行うべきである。

2 収入の確保について

税収の確保対策

県税収入の増大を図るためには、法人二税（法人県民税、法人事業税）の増加が効果的であることから、企業誘致部門のみならず許認可事務を担当する所属も含め県が一丸となって積極的に企業誘致を行うとともに、既存企業についても、その振興を図るよう積極的な対策を講じるべきである。

一方、県税の収入未済額は、平成 17 年度末で 88 億円と多額になっており、この縮減が急務である。

また、平成 19 年度からは、三位一体の改革により、所得税の一部が

個人住民税（個人県民税、個人市町村民税）として移譲されることになる。

個人県民税は、個人市町村民税と併せて市町村が賦課徴収しているが、現在でも収入未済額の40%と大きなウェイトを占めている状況にあり、今後は、移譲された税源を含めいかに確実に徴収するかが重要となる。

平成18年度は、宇都宮県税事務所の特別徴収指導担当に4名の職員からなる市町村支援チームを設置したが、さらなる個人県民税の徴収率向上のため、市町村支援に係る組織の強化や増員などを図るべきである。

また、差押物件のインターネット公売なども積極的に導入すべきである。

さらに、納税者の利便性を向上し、納期内納税、徴収率向上を図るため、口座振替納税やコンビニ納税等の拡大にも努めるべきである。

県営住宅家賃の滞納対策等

県営住宅は、低所得階層の住宅困窮者に対して、良質な住宅を低廉な家賃で提供するものであり、家賃は、事業の趣旨から入居者の収入に応じて設定されている。

この県営住宅家賃の滞納については、平成7年度は65百万円余であったものが、平成17年度末では、296百万円余となっており、平成16年度、17年度は、わずかながら減少しているものの、極めて多額に上っている。

滞納対策については、最近では、滞納額が累積し納付できなくなるケースが多いことから、滞納の初期段階での納付指導や保証人への催告等が極めて有効であり、これらを重点的に行うべきである。

また、支払い能力がありながら納付指導に従わない者、滞納解消に誠意のない者については、訴訟等の法的措置を積極的に行うべきである。

なお、県営住宅の管理については、効率的な管理運営という観点から、管理代行のみならず指定管理者の拡大についても十分に検討すべきである。

未利用財産の処分促進等

県有の未利用財産（土地）は、管財課において集中管理されているもののほか、施設の廃止や目的達成等がありながらも、従来の所管部局で管理を継続しているものなど、様々な形態がある。

今後、これらを処分するにしても利活用するにしても、全体を把握することが必要であり、早期に実態把握のための「洗い出し」を行うべきである。

その上で、元競馬場敷地や元新競馬場用地など今後の県有施設の整備等を見通し将来的に利用予定があるもの、利用可能性の高いものなどを除き、できるだけ早期に処分し、財源の確保、管理費の節約などに努めるべきである。

また、処分による収入は、その年度の経常経費の財源に充当するのではなく、将来に亘り財政の健全化に資するよう有効に活用すべきである。

なお、処分に当たっては、所在市町村の意見等を十分に聴取することが必要である。

さらに、資産活用に関する取組としては、公共施設の命名権（ネーミング・ライツ）の販売、不動産のリースバック・証券化などについても検討し、導入可能なものについては早期導入を図るべきである。

3 歳出の抑制について

人件費総額の抑制

人件費（給与費等＋退職手当）については、平成 17 年度決算ベースで 2,411 億円に上るが、その部門別内訳は、教育関係の占める割合が 66.2 % と極めて高くなっている。

定員管理では、従来は一般行政部門のみを対象としてきた定員管理計画について、行財政改革大綱において、全部門の定員適正化の数値目標を設定し取り組んでいる。

一方、給与については、これまでに、特別職の給与カット、一般職の退職手当の見直し、一般職の給与カットなどが実施されてきた。

しかし、総務省がインターネットで公表している都道府県財政比較分析表（平成 16 年度決算）によると、同程度の財政力を持つ 10 団体の比較において、定員管理の適正度、給与水準の適正度ともに下位にランクされており、集中改革プランの定員管理数値目標でも下位となっている。行財政改革大綱に掲げた計画の早期実現はもとよりこれを上回るさらなる努力が必要と考えられる。

特に、定員管理においては、組織再編による効率化や大規模な電算システム導入による効率化、アウトソーシングなどに当たっては、費用対効果を確実に担保するよう定数の削減を図るべきである。

また、忙しい所属とそうでない所属を的確に把握し、適正な定員配置を行うとともに、職員自体が柔軟かつ機動的に対応できるような組織体制の強化に努めるべきである。

給与関係では、勤務実態に合わない特殊勤務手当や給料の調整額について早期に見直すべきである。

事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、政策マネジメントシステム、予算編成を通して実施されているが、見直しに当たっては、社会経済情勢の変化や民間との役割分担、受益と負担の公平化などの観点から十分な検討を行うべきである。

また、総務事務の集中化による事務改善（総務事務センター）の検討に当たっては、アウトソーシングを活用した総務事務の集中化、効率化について、人件費等も含めた費用対効果について十分に検証を行い方針を決定すべきである。

さらに、経費削減とともに、環境保全にもつながるペーパーレス化について、なお一層の推進に努めるべきである。

4 公営企業のあり方について

企業局経営の見直し

企業局は、地方公営企業法の適用を受け、電気事業、水道事業など5事業を実施している。このうち累積欠損金があるのは、工業用水道事業、用地造成事業、施設管理事業のうちのゴルフ場事業であるが、工業用水道事業は今後解消の見込みであるものの用地造成事業とゴルフ場事業については好転の目処がたっていない。

用地造成事業については、土地の価格が下落し、分譲価格が原価を下回っており、分譲すれば欠損が生じることになるが、企業立地による雇用の創出や税収増等の経済効果の発出が期待できること、また、利息の累増によって更なる経営悪化を招かないよう、早期に処分することが重要であり、あらゆる手を尽くして積極的に分譲を行うべきである。

ゴルフ場事業については、近年の入場者数、競合する民間のゴルフ場の状況（利用状況、料金等）を考慮し、公営企業として維持する必要性等を議論する必要があると思われることから、指定管理者による管理、民間への経営権譲渡などとともに、廃止も視野に入れた検討をすべきである。

また、企業局は会計により経営状況に相当の差があり、会計によっては、活用可能な流動資産（現金預金）を保有しているところもあるので、これらを会計間で有効に活用し、企業局全体としての体質強化に努めるべきである。

なお、中期経営計画については、行政の総合計画とは異なる性格のものであり、より経営的に具体性のある計画とすべきであり、民間経済人の意見等を聞くなどして実行性のある計画となるよう見直すべきである。

病院事業の健全化

病院事業会計は、財務のみに地方公営企業法を適用し、がんセンター、岡本台病院等 3 病院を経営している。

平成 17 年度から 19 年度までを経営改善推進期間として一定基準の一般会計負担金の範囲内で経営（キャッシュフロー）が成り立つよう経営改善に努めている。

その結果、ピークであった平成 13 年度には、3 病院合わせて 46 億円余あった一般会計負担金は、平成 17 年度には 36 億円余（収益的収支に 28 億円余、資本的収支に 8 億円余）となったが、それでも多額の一般会計負担を行っている。

県立病院として政策的な医療を提供するには、民間病院にはない不採算面があるのはやむを得ないが、「公的病院だから赤字はあたりまえ」というような不採算ありきでの病院経営であってはならない。経営者としての意識をもって、経営努力をすべきところは、しっかりやることが重要である。

医事業務、病院事務等の委託範囲の拡大、後発医薬品の導入などによる経費削減、他病院や診療所との連携強化による新規患者の確保などによる収益増などの対策を積極的に行い、県立病院としての役割の発揮とともに公費負担の軽減を図るべきである。

おわりに

本年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、三つの優先課題への取組が提示され、その一つとして、財政健全化への取組、「歳出・歳入の一体改革」が示された。

その中で、地方財政に関しては、給与費のさらなる削減努力と定員純減による人件費の大幅な削減や地方単独事業、投資的経費、一般行政経費の抑制等の国と歩調を合わせた歳出削減努力を前提に、歳入面では地方交付税の法定率の堅持、地方税・地方交付税等一般財源の総額を確保する内容が盛り込まれたところである。

当初素案に示された一方的な地方交付税の抑制や地方単独事業の削減は見直されたものの、地方よりも基礎的財政収支の悪い国の赤字解消を優先すべきであるという「国と地方の財政健全化のバランス論」は今後も継続して議論される見通しであることから、これからも地方にとって非常に厳しい状況が続くと思われる。

本県においても、本編でも述べたとおり、地方交付税の減少や義務的経費の増嵩による財政の硬直化など非常に厳しい状況にあり、財政の健全化が緊要な課題であることは論を待たない。

一方で、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現するため、とちぎの元気づくりを推進することも重要な課題である。

このようなことから、財政健全化の取組は、県内経済の活性化などによる成長力強化と併せ、双方を車の両輪とするバランスの良い財政運営のもとに行われるべきであり、県内経済の状況や県税の状況などにより柔軟な対応が求められる。

あらためて言うまでもなく、孫子の代まで、充実した行政サービスを享受できることが等しく県民の願いであり、将来に亘る県民益を最大限とすることを目標に、県民の理解を得ながら、財政の健全化を進め持続可能な財政運営を実現することが必要である。

県議会としても、積極的な支援・協力を惜しまない考えであるので、執行部においては、職員の意識改革を進めるとともに、予算編成や財政運営に、本報告書に盛り込まれた委員会の調査検討結果を十分に反映するよう望むものである。

委員会委員名簿

財政健全化対策特別委員会

委員長	梶	克	之
副委員長	神	谷	幸伸
委員	石	井	万吉
委員	郡	司	彰
委員	増	淵	三津男
委員	青	木	克明
委員	三	森	文徳
委員	菅	谷	文利
委員	鯉	沼	義則
委員	平	池	秀光
委員	渡	辺	渡
委員	板	橋	一好

調査関係部局課

総務部	財政課
	人事課
	行政改革推進室
	管財課
	税務課
保健福祉部	医事厚生課
土木部	監理課
	技術管理課
	住宅課
企業局	経営企画課
	地域整備課
	電気課
	水道課